

議案第11号

逗子市行政手続条例の一部改正について

逗子市行政手続条例の一部を次のように改正する。

平成27年2月25日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市行政手続条例の一部を改正する条例

逗子市行政手続条例（平成10年逗子市条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導（第29条～第35条）」を「第4章 行政指導（第29条～第35条）」に改める。
第4章の2 処分等の求め（第35条の2）」

第2条第1項第7号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第3条中「第4章」を「第4章の2」に改め、同条第6号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第12条第1項各号列記以外の部分中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第1号イ中「名あて人」を「名宛人」に、「はく奪」を「剥奪」に改め、同条第2項第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第13条第1項及び第2項、第14条第1項及び第3項、第21条第3項並びに第27条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第29条第2項中「苦情の申出」を「申出」に改める。

第32条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対

して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第34条を次のように改める。

(行政指導の中止等の求め)

第34条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

第35条の2 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例に置かれているものに限る。）又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(逗子市市税条例の一部改正)

2 逗子市市税条例（昭和49年逗子市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2項中「第32条第3項」を「第32条第4項」に、「第32条第2項」を「第32条第3項」に改める。

(提案理由)

行政手続法の一部を改正する法律（平成26年法律第70号）の施行により、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めに関する規定が新設されたこと等に伴い、本市の条例についても同様の規定を設けるに当たり、改正の要あるため提案する。